

バリアフリー基本構想の策定について

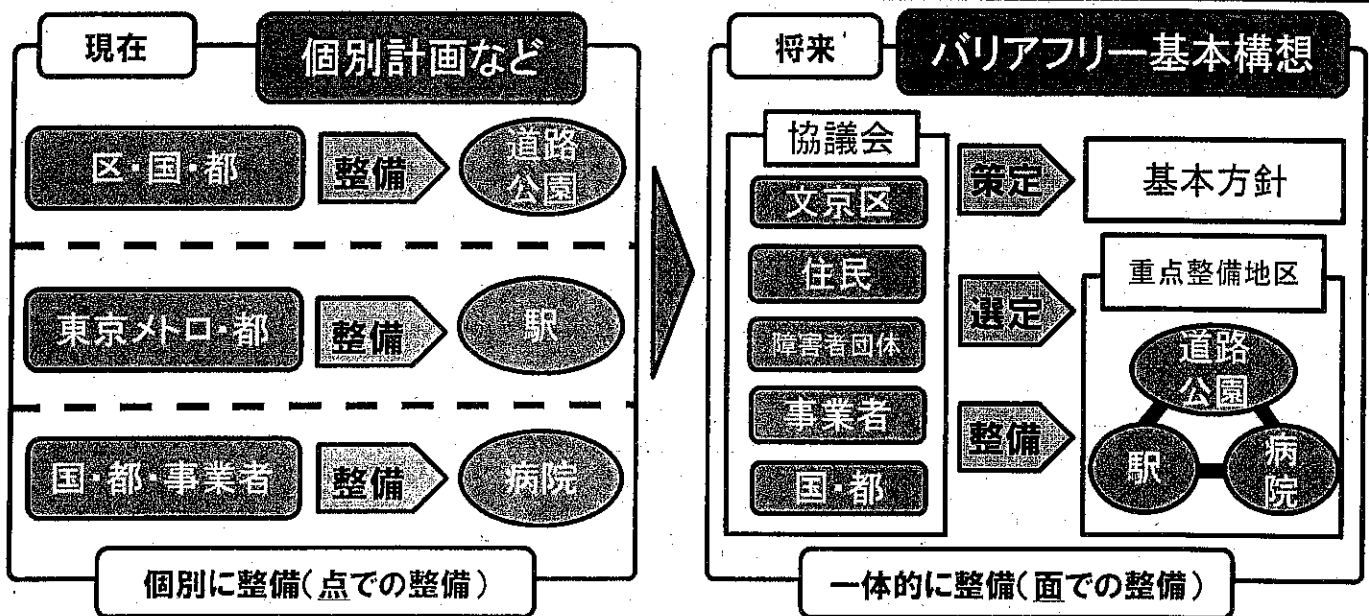
バリアフリー基本構想とは？

バリアフリー法* 第25条に基づき、区市町村が定めるもの。 *高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律

バリアフリー基本構想を策定する目的：点のバリアフリー整備から面のバリアフリー整備への転換

現在のバリアフリー整備は、行政や事業者が個別の計画によってそれぞれバリアフリー化を行っていることから、バリアフリーの一体性・連続性が図られていない。

そこで、行政・住民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定することで、バリアフリー基本構想に基づいた、面的・一体的なバリアフリーを推進する。



バリアフリー基本構想を策定する背景

- ①障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の成立
社会全体の流れとして、より充実したバリアフリー化が求められている。
- ②文京区の次期地域福祉保健計画（平成27～29年度）の改定
都市計画の観点から障害者対応の充実を図る必要性が高まっている。
- ③2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定
国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が可能となる。
- ④隣接区のバリアフリー整備との連続性
隣接区である千代田区、荒川区、台東区では、既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリーが進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化が求められている。

バリアフリー基本構想を策定における国の支援

都市・地域交通戦略推進事業（社会資本総合交付金）等で国や都の助成を受けている。
【参考】バリアフリー基本構想策定後は、バリアフリー環境整備促進事業やバリアフリー化設備等整備事業により、バリアフリー基本構想に位置付けられた移動システム等（スロープ、エレベータ等）や駅の整備について国の助成を受けることもできる。

バリアフリー基本構想策定スケジュール(案)

